



### 文化芸術振興推進委員会市民委員

内文化芸術振興計画を推進する取組の検討や評価

□資格・人数 市内在住・在勤・在学で18歳以上の方・1人

※ほかの審議会委員などとの兼任不可

□任期 8月から2年間

□会議数 今年度は6回程度

□謝礼 1回2,000円

申7月8日(金)(必着)までに、「あなたが考える文化芸術の香りあふれるまち」をテーマとした作文(800字程度)に、住所・氏名・生年月日・電話番号を明記し、〒202-8555市役所文化振興課へ郵送・Eメールまたは持参

※Eメールの場合、件名を「文化芸術振興推進委員会市民委員応募」とし送信

※詳細は、市HPをご覧ください

◆文化振興課 電話(☎)042-438-4040

✉bunka@city.nishitokyo.lg.jp

### 市民文化祭オープニングイベント 舞台進行の裏方ボランティア

秋に開催する市民文化祭のオープニングイベントで舞台進行をする実行委員の手伝いを通して、文化祭を体験しませんか。

時・場 ●打ち合わせ：9月3日(土)午前10時・保谷庁舎別棟

●リハーサル：9月13日(火)・14日(水)午後6時・保谷こもれびホール

●本番：10月22日(土)・保谷こもれびホール

対 市内在住・在勤・在学で上記日程に全て参加できる方

申7月8日(金)(必着)までに、住所・氏名・電話番号・ファクス番号・メールアドレスおよび件名「市民文化祭ボランティア募集」を明記し、〒202-8555市役所文化振興課へ郵送・ファクス・Eメールまたは持参(保谷庁舎3階)

□企画運営 西東京市民文化祭実行委員会

◆文化振興課 電話(☎)042-438-4040

✉042-438-2021・✉bunka@city.nishitokyo.lg.jp

### ほっとネット推進員

市民の皆さんと一緒に、ご近所の問題の解決に取り組めます。

□登録研修会

時6月30日(休)午後2時～3時30分

場高齢者センターきらら

申6月27日(月)までに、電話・ファクス・Eメールで、住所・氏名・電話番号を問へ

問ほっとネット保谷ステーション

(☎042-438-9205・✉042-421-4310

・✉hot-net@n-csw.or.jp)

◆生活福祉課

(☎042-438-4024)

### 傍聴 教育委員会

時6月28日(火)午後2時

場保谷庁舎4階

内・定 行政報告<sup>ほか</sup>・10人

◆教育企画課 電話(☎)042-438-4070

### 社会教育委員の会議

時6月20日(月)午後2時～4時

場保谷庁舎3階

内・定 今後の活動・5人

◆社会教育課 電話(☎)042-438-4079

### 男女平等参画推進委員会

時6月23日(休)午後6時

場田無庁舎5階

内・定 2年間の振り返り<sup>ほか</sup>・5人

◆協働コミュニティ課

(☎042-439-0075)

### 使用料等審議会

時6月24日(金)午後1時30分～3時30分

場田無庁舎3階

内・定 建築行政に関する事務手数料<sup>ほか</sup>・5人

◆企画政策課 電話(☎)042-460-9800

### 個人情報保護審議会

時6月27日(月)午前10時

場田無庁舎3階

内・定 個人情報保護制度<sup>ほか</sup>・5人

◆総務法規課 電話(☎)042-460-9811

### 傍聴 審議会<sup>など</sup>

#### ■中小小学校建替協議会

時6月29日(火)午前10時

場保谷庁舎4階

内・定 建替コンセプト<sup>ほか</sup>・10人

◆教育企画課 電話(☎)042-438-4070

#### ■廃棄物減量等推進審議会

時6月30日(休)午後2時

場エコプラザ西東京

内・定 一般廃棄物処理基本計画・5人

◆ごみ減量推進課

(☎042-438-4043)

#### ■青少年問題協議会

時7月6日(火)午後2時

場田無庁舎5階

内・定 テーマの具体的な調査方法<sup>ほか</sup>・5人

◆子育て支援課 電話(☎)042-460-9841

#### ■人にやさしいまちづくり推進協議会

時7月6日(火)午後3時

場保谷庁舎1階

内・定 大規模開発事業・5人

◆都市計画課 電話(☎)042-438-4051

#### ■子ども子育て審議会

時7月15日(金)午前9時30分

場西東京市民会館

内・定 会議の運営<sup>ほか</sup>・8人

◆子育て支援課 電話(☎)042-460-9841

## 地域配備消火器の適切な使用を

平常時および大地震時に予想される火災被害の拡大防止を図るため、市内に消火器を約1,100本設置しています。

先月、その消火器を不必要に持ち出し、噴射して周辺に投げ捨てる事案が連続して発生しました。このような行為は、窃盗罪または器物損壊罪に当たる可能性があります。市でも維持管理に努めていますが、市民の皆さんにもご協力いただき、消火器内の薬剤の消費、破損・紛失などを確認しましたら、下記へご連絡ください。

◆危機管理室 電話(☎)042-438-4010



市内に設置している消火器

## 違法駐車はみんなの迷惑 駐車場を利用しましょう

違法駐車は、交通渋滞や交通事故の原因となり、救急車や消防車などの緊急車両の通行の妨げにもなります。駐車場を利用するなど、ドライバーの皆さんのご協力をお願いします。

市では条例により、田無駅周辺を「違法駐車等防止重点実施地域」に指定しており、交通指導員を配置して駐車を抑制する指導・啓発活動などを行っています。

います。

### ◆主な事故原因

- 駐車車両への衝突(特に夜間)
- 駐車車両を避けるための進路変更
- 駐車車両前後の飛び出し
- 駐車車両による歩行者などの発見の遅れ

### ◆道路管理課

(☎042-438-4057)

## 台風・集中豪雨に備えよう 6月は浸水対策強化月間

台風や集中豪雨による被害は毎年発生しています。平成27年9月の関東・東北豪雨は記録的な大雨となり、死者8人、負傷者79人、家屋の全壊や床上浸水など甚大な被害をもたらしました。避難勧告が発表されたときに素早く避難できるように備えましょう。

### □備えのポイント

- 非常用品の確認…災害時は避難場所での生活を余儀なくされることもあるので、必要なものを備えておきましょう。
- 避難場所の確認…学校や公民館など避難場所への経路を確認し、普段から家族で集合場所や連絡方法を話し合っておきましょう。
- 側溝や排水溝は掃除して水はけを良くしておく…側溝や排水溝が詰まっていると、道路の水を除去する機能を果たせず、水があふれる原因となります。

ります。また、ごみを捨てる・物を置くなども厳禁です。

### □台風などが発生したら

テレビやラジオ、インターネットを活用し、気象情報や警報を確認しましょう。東京都が発信している「東京メッシュHP」では、降雨情報を確認できます。

警報をはじめ、市からの緊急情報をメールで受け取れる「安全・安心いーなメール」をぜひご登録ください。



QRコード



問 西東京消防署 (☎)042-421-0119

◆危機管理室 電話(☎)042-438-4010

問 東京都下水道局流域下水道本部

(☎)042-527-4828

◆下水道課 電話(☎)042-438-4059

## 固定資産税の減額

◆資産税課(田無庁舎4階・☎042-460-9830)

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

### 住宅耐震改修工事

□減額分 2分の1(住宅面積120㎡<sup>まで</sup>)

□減額要件 ①昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行う ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ③1戸当たりの工事費用が50万円超

□必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②固定資産税減額証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し

### 住宅のバリアフリー改修

□減額分 3分の1(住宅面積100㎡<sup>まで</sup>)

□減額要件 ①新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を行う ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ③65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く) ④改修後の床面積が50㎡以上 ⑤1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額)

### 省エネ改修

□減額分 3分の1(住宅面積120㎡<sup>まで</sup>)

□減額要件 ①平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修※2)を行う ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ③改修後の床面積が50㎡以上 ④1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②熱損失防止改修工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票 ※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化